

請願第 6 号

若葉町における新小学校建設に関する請願

- 1 受理年月日 平成28年8月26日
- 2 請願者 立川市若葉町3-74-14
若葉町教育問題連絡会
代表 石川 清
- 3 紹介議員 大沢 豊、上條 彰一

4 請願の要旨

第1、2015年3月市議会で「けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設に関する請願」が採択され、その後、両小学校の統合計画が進められています。

しかし、この計画は前若葉小学校PTA会長を始め地域の団体の長が名前をつらね、それぞれの団体が請願したような誤解を与える、まぎらわしい請願であったことが判明しました。

従って、これ以上、統合計画を進めることなく、一旦白紙に戻して地域で十分に協議することを要求します。

第2、両校の統合及び校舎の建替えに関する保護者向けの説明会報告書において、若葉小学校の保護者がPTAに特別委員会を設置することを学校長に伝えたところ、立川市教育委員会は特別委員会の設置を認めないと回答しています。

これは、社会教育法第十二条に抵触しますので、立川市教育委員会に、この回答を撤回するよう、議会は勧告してください。

5 請願の理由

「けやき台小学校と若葉小学校の統合及び新学校建設に関する請願」の請願者である若葉町地区学校保全計画検討委員会は、立川第九中学校PTA会長を委員長に置き、地域の団体の長15名で構成されています。しかし、その後、私たち若葉町教育問題連絡会が個別に調査したところ、各団体で請願内容について協議されておらず、個人の判断として統合を推し進めたこと。また、自治連若葉町支部支部長の藤縄初男氏の名義は勝手に使われたことが判明しています。

従って、15名の長が若葉町の住民の意見を代表していると市議会が判断されたことは誤りでした。

また、両校が統合することにより各クラスの児童数が増えることが予測されています。WHO（世界保健機構）は、学校規模と教育効果について、「教育機関は小さくなくてはならない、生徒100名を上回らない規模が望ましい」としてい

ます。

1999年3月立川市議会においても、『一刻も早く30人学級の実現を求める意見書』採択を要求する請願」が採択されており、依然として少人数学級による、きめ細かい教育環境が求められていることは自明の理です。

この両校の統合は、請願の要旨に明記されている「時代に適したより良い教育環境」にふさわしいものではなく、時代に逆行しており、子どもたちを第一義にしているとは到底考えられません。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第四十三条では、市町村委員会は県費負担教職員のサービスを監督すると規定されています。

一方、社会教育法第十二条では、国及び地方教育団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても、不当に統制的支配を及ぼし、又はその事業に干渉を加えてはならないと規定されています。

つまり、教育委員会は教職員のサービスを監督する義務はありますが、社会教育関係団体であるPTAに対しての統制的支配と干渉を禁じられています。

立川市教育委員会が、若葉小学校の保護者を中心とした特別委員会を設置することを認めないと回答したことは明らかに越権行為であり、保護者の自由な論議及び意思表示を阻害する権利を有しないことは、憲法でも保障されています。

特別委員会が統合に反対するものであると決めつけることは、より良い教育環境のために尽力する立場に違いはないという、PTAの理念をないがしろにするものです。

国の法律に抵触する発言を行う教育委員会を看過することは許されざる行為です。このような統制的支配を行う教育委員会の統合計画について、再考されることを要求します。